

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第68号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加することとします。(第34条関係)
- (2) 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めることとします。(第46条関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道(この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。)について適用することとします。

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第33条まで 省略 (交通安全施設)</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報管理施設または道路反射鏡を設けるものとする。</p> <p>第35条から第45条まで 省略 (新設)</p>	<p>第1条から第33条まで 省略 (交通安全施設)</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報管理施設または道路反射鏡を設けるものとする。</p> <p>第35条から第45条まで 省略 <u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p>第46条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>

「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」 の一部を改正する条例案について（概要）

1 改正の概要

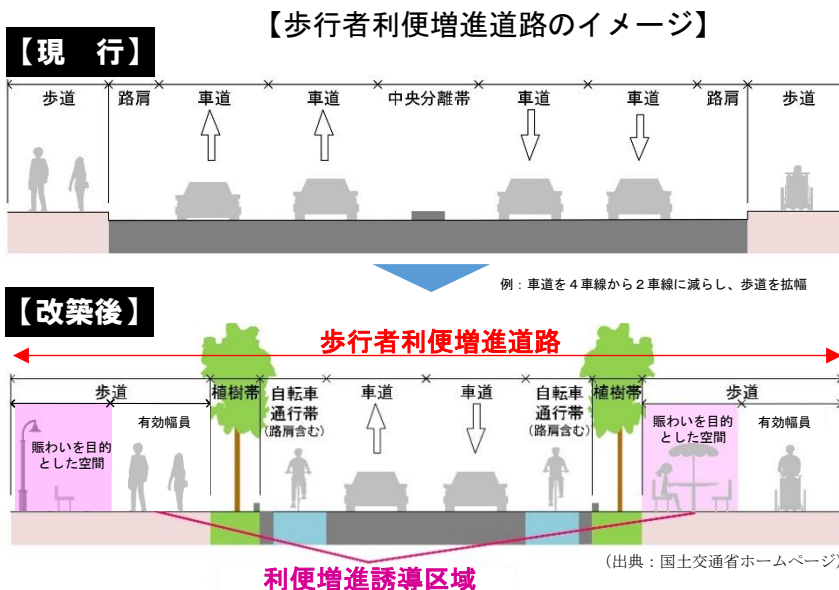
道路法等の一部を改正する法律が令和2年5月27日に公布、11月25日に施行され、「歩行者利便増進道路」の指定制度が創設されるとともに、「自動運行補助施設」が道路の付属物に位置付けられました。

今般、道路法改正に伴い「滋賀県道路法に基づく県道の構造の基準に関する技術的基準を定める条例」の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 「歩行者利便増進道路」関係

- ・歩道を歩行者の単なる移動空間でなく、安全に滞在し憩いや賑わいの空間とすることを目的とした、「歩行者利便増進道路」の指定制度が創設
- ・「歩行者利便増進道路」では、道路管理者が「利便増進誘導区域」として指定した空間において、道路占用許可の柔軟な対応※が可能
(※ベンチ、イルミネーション、オープンカフェなどが設置可能)



【賑わいの空間の設置までのフロー】

道路の一定区間を歩行者利便増進道路として指定



道路空間内に利便増進誘導区域を指定



指定した区域内に歩行者利便増進施設を設置

(2) 「自動運行補助施設」関係

- ・道路構造令第31条に規定する交通安全施設に「自動運行補助施設」を追加
- ・自動運転のための磁気マーカーや電磁誘導線を道路管理者が設置可能

▼磁気マーカーによる自車位置特定による運転の補助



(出典：国土交通省ホームページ)

3 今後の予定

提案予定議会：2月定例会

施行予定日：令和3年3月